

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカ電設	代表者氏名	新居 貴雄
主たる営業所の所在地	岡山市南区築港栄町10-11		
許可番号	岡山県知事 般-3 第23286号	許可を受けている建設業の種類	と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月20日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（第2号該当）		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えるとともに、社内教育を継続的に実施すること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。 (研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)</p>			
処分の原因となった事実	経営事項審査の虚偽申請		
<p>株式会社タカ電設は、令和4年12月31日及び令和5年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、技術職員の常勤性を証明するための確認資料に、有効ではない健康保険被保険者証の写しを提示するとともに、令和4年12月31日を審査基準日とする経営事項審査にあつては、その申請により得た経営事項審査結果通知書をもって、本県に対し令和6年度・令和7年度建設工事入札参加資格審査の申請を行った。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			